

府政共生第 348 号
平成 26 年 4 月 25 日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市教育委員会学校健康主管課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学法人事務局長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省刑事局公安課長
財務省関税局調査課長
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

各種運動・月間等における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、
新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化及び青少年の再乱用防止対策
の充実強化等について（依頼）

最近の青少年を取り巻く薬物情勢は、青少年の覚醒剤・大麻事犯の検挙人員
が減少するなど、これまでの取組に一定の成果が見られるところですが、平成
25年中の覚醒剤事犯の検挙人員は依然として1万人を超え、覚醒剤事犯の再犯
者率が上昇傾向にあるほか、合法ハーブ等と称して販売される薬物等を使用し
たことによる二次的な犯罪や健康被害事例が多発するなど、依然として厳しい
情勢にあります。

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用
対策推進会議決定）を策定し、「合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新
たな乱用薬物への対応」、「薬物の再乱用防止対策の強化」等を特に留意すべ
き課題として掲げ、政府を挙げた総合的な対策を講じております。

本年4月1日より、指定薬物の所持・使用等を禁止する薬事法及び薬剤師法
の一部を改正する法律の関係部分が施行されておりますが、薬物の再乱用防止
対策についても、薬物依存に至った者の再犯防止を図るための対策として、平

成25年6月に刑の一部の執行猶予制度を導入する法律が制定され、現在、施行準備が進められております。

こうした中、薬物乱用による健康被害等の危険性、犯罪の再犯防止、青少年の非行・被害の防止、犯罪の予防等について、国民に深く理解を促すための広報啓発に係る各種運動・月間等（※）の時期を迎えます。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましても、当該時期において、上記趣旨を踏まえ、下記の事項に御留意いただき、薬物乱用対策推進地方本部等の会議や各種月間等の行事や活動機会等を効果的に連動させて、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化及び青少年の再乱用防止対策の充実強化について、重点的に取り組んでいただくとともに、広報啓発活動の強化の一環として、受け手の視点に立った訴求性の高い、一体感・整合性のある普及啓発活動を推進していただきますようお願い致します。

内閣府では、政府広報オンライン（注1）に、合法ハーブ等と称して販売される薬物に係る広報啓発資料として、若年層を中心に幅広い人気を得ている福本伸行氏のオリジナル短編マンガ等の広報啓発資料を掲載するなど、訴求力の高い広報媒体や手法を活用した情報提供に努めておりますので、広報啓発活動や相談・支援等に従事する指導者等の研修会等にも御活用をお願い致します。また、厚生労働省では、青少年、その保護者及び指導者層一人一人に対して薬物乱用の弊害を正しく認識してもらうため、教育機関等に訪問し、専門家が講師を行う薬物乱用防止啓発訪問事業（注2）を実施しており、当該事業の一環として、Facebook及びTwitter（注3）を開設して、薬物乱用の弊害等について、効果的な啓発活動の実施に努めて参りますので、積極的に御活用をお願い致します。

なお、「青少年環境整備に係る事業等に関する情報の内閣府ホームページへの掲載等について（依頼）」（平成26年3月19日府子第100号、別添1）でお願い致しましたとおり、今後、地方公共団体における先進的な取組等につきましても、内閣府ホームページ等において、各種運動・月間等における取組等を含め、情報共有を図って参りますので、これらの運動・月間等に際しての効果的な取組等につきましても、積極的に情報提供いただけるようお願い申し上げます。

※ 各種運動・月間等

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）
- ・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6月20日～7月19日）
- ・「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）

- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）
- ・「社会を明るくする運動」（7月）

記

1 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る危険性・有害性の周知徹底等について

合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る危険性・有害性の周知徹底については、別添2のとおり、「卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について（依頼）」（平成26年3月6日府政共生第163号）において、重点的な広報啓発活動を依頼したところであるが、本年4月1日より、指定薬物の所持・使用等が禁止され、違反した場合には罰則を科すこととする薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の関係部分が施行されたことを踏まえ、各種運動・月間等の期間においても、覚醒剤や大麻等と同様に、青少年、家庭及び地域社会に対して、これらの薬物の危険性・有害性の周知徹底と手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向した広報啓発活動を徹底する。

なお、規制薬物等に係る違法・有害情報をインターネット上で確認した場合に、これらの情報に対して適切な対応がなされるよう、別添4、5を活用して、各地方公共団体の相談窓口やインターネット・ホットラインセンター等の役割の周知を図るとともに、同センター等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高める。

2 青少年の薬物再乱用防止対策の充実強化

青少年の薬物乱用者は、一般的に、薬物乱用歴が比較的短いことから、地域において、その治療と社会復帰支援が不可分であること等を踏まえ、薬物の中毒・依存に至る前の段階から、薬物乱用者の状態及び状況に応じたきめ細やかな早期対応を行うことが特に重要である。

このため、地域において適切に早期の対応を行うことができるよう、別添3の「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等に関する調査結果の内容や関連する先進事例等の情報提供を踏まえ、薬物乱用者の個々の状態及び状況に応じた対応に努めるなど、効果的な治療回復プログラムの開発・普及を促進するとともに、関係機関・団体が連携を密にして、青少年の薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援や家族への支援を充実強化する。

3 訴求対象に応じた広報啓発活動の推進

学校等における薬物乱用防止に関する各種指導・ガイダンスの機会等、標記運動・月間等に係る各種取組や協力依頼等の機会を効果的に活用して、合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用による健康被害等の危険性や青少年の再乱用防止対策等について、訴求対象の特性を踏まえつつ、正しい理解を促すための取組を積極的に推進する。

また、薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職少年についても、正しい知識・情報が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携して、標記運動・月間等の協力依頼等の機会等を活用して、各種イベント等の若者の集まる多様な場において、これらの薬物乱用防止に係る啓発活動に努める。

なお、青少年にメッセージが届くようにするため、地域における青少年のスマートフォン等を通じたインターネットの利用実態等を踏まえつつ、青少年に訴求力の高い広報媒体・手法等を活用した効果的な広報啓発に配慮する。

4 地域や家庭における保護者や指導者等に対する正しい知識の普及

青少年による薬物乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であるが、このためには、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援、及び広報啓発活動等に当たる指導者等に対して、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物や青少年の薬物再乱用防止対策について、正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要がある。

とりわけ、スマートフォン等の新たなインターネット接続機器が急速に青少年に普及し、その利用が長時間化する中で、インターネットを利用する青少年が保護者等の気付かない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、薬物犯罪等に巻き込まれる危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、スマートフォン等を通じた青少年のインターネットの利用実態等についても、必要な知識・情報を周知する必要がある。

このため、保護者や指導者等において、青少年によるこれらの薬物乱用の兆しを見逃すことなく、また、青少年からの相談・支援等に際しても、青少年のインターネット利用の実態等を踏まえたより適切な対応が図られるよう、標記運動・月間等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための各種取組等と有機的に連動させて、青少年の保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っ

ている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対し、別添4～7等を活用して、積極的な情報提供に努める。

なお、これらの取組に際しては、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用するとともに、提供する情報等の定着度を確認してその理解を深めさせるなど、保護者や指導者等が、最新の知識・情報を踏まえて、主体的に問題意識を共有し、その対応に適切に反映されるよう配慮する。

5 青少年の薬物再乱用者やその家族等を支援するための関係機関の相談窓口及び各種取組等の周知徹底

青少年の薬物問題の発覚の端緒は、家族等の地域における身近な者が多いことから、標記運動・月間等における各種広報啓発活動に際しては、薬物問題を抱える家族や何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口の周知徹底を図る。

また、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえ、地域における薬物乱用者本人への支援のみならず、家族等や地域住民への継続的な支援等を充実強化することが重要となる。

このため、標記運動・月間等に係る広報啓発に際しては、青少年の薬物再乱用防止対策の充実強化に資するよう、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「少年サポートチーム」等の、少年非行や犯罪被害等の困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための制度的な枠組みや具体的な取組・窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者がその具体的なニーズに応じて、継ぎ目なく、きめ細やかな支援が受けられるよう、適切な周知に努める。

(注1) 政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>

(注2) 薬物乱用防止啓発訪問事業問合せ先

薬物乱用防止啓発事業事務局

(受託者(株)小学館集英社プロダクション)

TEL : 03-5330-3043

FAX : 03-5330-3377

メール : d-info@spb.co.jp

(注3) Facebook及びTwitter

Facebook STOP the 薬物! ～断る勇気が未来をつくる～

Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

<別添1>

青少年環境整備に係る事業等に関する情報の内閣府ホームページへの掲載等について（依頼）

<別添2>

卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について（依頼）

<別添3>

平成24年度若年層向け薬物再乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書

<別添4>

保護者向け普及啓発リーフレット（平成26年1月版）「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

<別添5>

平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（概要）

<別添6>

薬物のない学生生活のために

<別添7>

平成26年度薬物乱用防止啓発訪問事業